

輪島市立三井小学校いじめ防止基本方針

輪島市立三井小学校

－ 目 次 －

※については、平成29年度後期より追加しました。

- 1 いじめの問題への基本姿勢（職員の研修の場をつくり研鑽する※）
- 2 いじめの防止等のための組織および施策等
- 3 いじめの理解（インターネットのリスク等を学ぶ機会作る※）
- 4 いじめの未然防止
- 5 いじめの早期発見（結果、変化が分かる指標・検証をする※）
- 6 いじめに対する措置
- 7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- 8 家庭・地域の役割
- 9 重大事態への対処
- 10 その他いじめ防止などのための対策に関する重要事項

1 いじめの問題への基本姿勢

○いじめの定義（H25.9.28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめが起きにくく、いじめを見逃さない学校 全職員の共通認識を図る

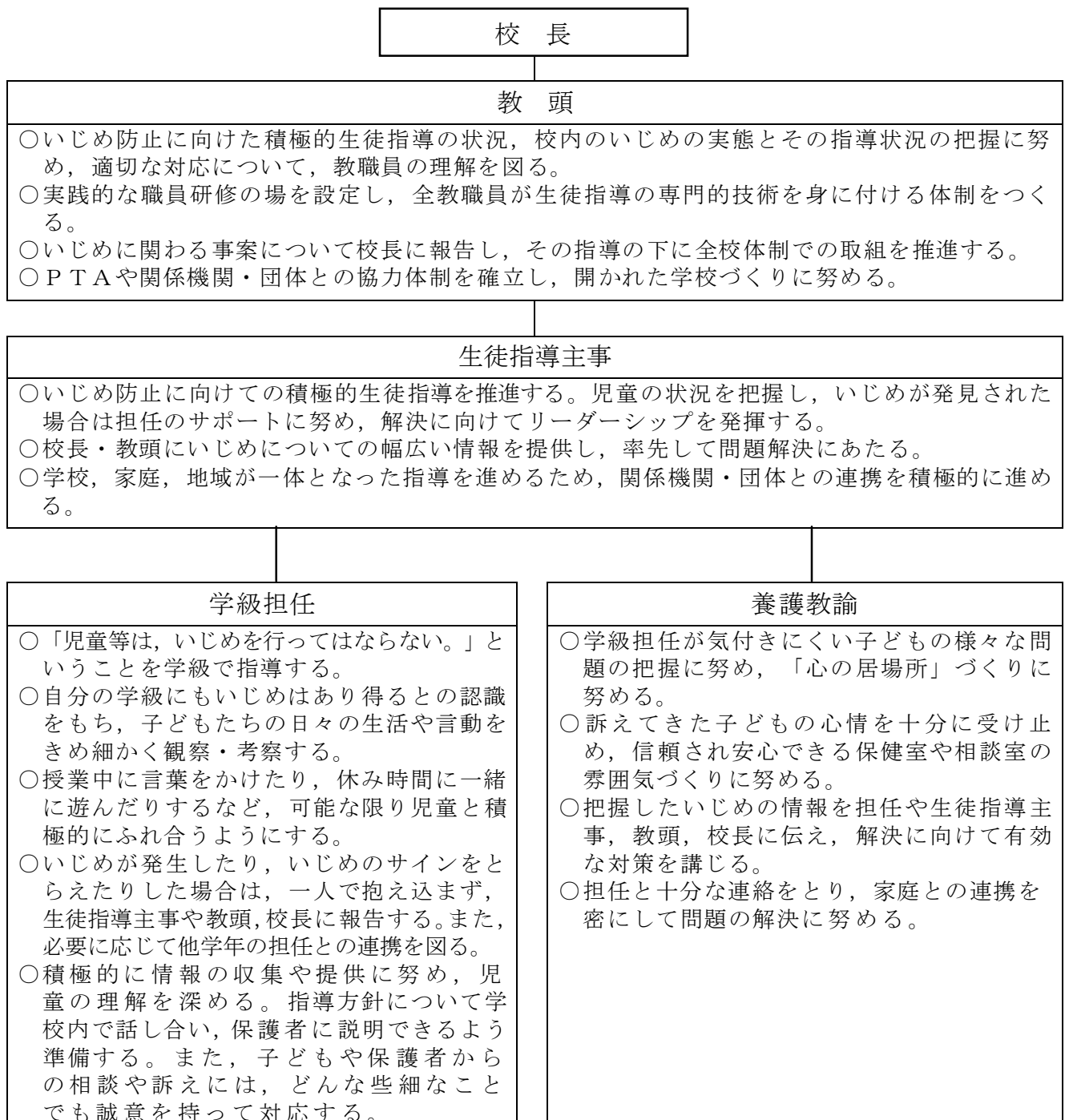
- (1) 児童が発するサインを見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。4月中に研修を行い、すべての職員が「学校いじめ防止基本方針」の理解といじめの早期発見に必要な知識と技能を学び研鑽することとする。その際、いじめに対応する意識点検を行い、指導法について共通理解できるようにする。
(いじめは、どの子どもにも起こり得るものであるという認識をもって)
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童一人一人に徹底する。
- (3) 日頃から児童一人一人を大切にし、教職員の言動がいじめを助長することがないようにする。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な観察を行う。
(計画的に必要な指導を行う)
- (5) 定期的な調査だけでなく、日頃のコミュニケーションを通じてきめ細かな実態把握に努め、情報は全教職員で共有する。

2 いじめの防止、いじめの発見のための組織および施策等

「三井小学校いじめ問題対策チーム」

「児童等は、いじめを行ってはならない。」（輪島市いじめ防止推進条例 第4条）を受け、本校では、いじめと受け取れる行動があり、教師や児童の気づきや訴えがあれば、回数や程度に関わらず（周囲がいじめだと確信する前に）相談を受けた場合、学校は「いじめとして受け取られるような行動だった」ことを事実確認の上、認知し、すぐに問題の解決を図ることで双方の児童の人権を守る。誰の訴えであっても、すみやかに調査し、「三井小学校いじめ問題対策チーム」で認定、問題解決を図る。

- ・校長のリーダーシップの下、全教職員が組織をあげて取り組む指導体制を確立する。
- ・日々、チームと全職員で情報交換と共通理解を図り、いじめ防止に積極的に取り組む。



3 いじめの理解

(1) いじめにみられる集団構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたりおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをして暗黙の了解をしている「傍観者」もいじめを助長する存在である。また一見仲がよくみえる集団においても、上下関係から上位者が下位者に他者へのいじめを強要しているケースもあり、周囲からは見えにくい場合もある。

さらに直接の接点がないと思われる集団においても、インターネット上のソーシャルネットワークワーキングサービスでのやりとりからいじめが発生する可能性があり、留意する必要がある。

(2) いじめの態様

いじめには、冷やかしからかい、陰口、暴力を伴わない脅しや強要など、見た目には認知しにくいものがある。冷やかしからかいなどは、たとえ一見仲間同士の悪ふざけに見える行為であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的におこなわれたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになる。特に遊びのふりをして叩く、蹴るなどは周囲からいじめと認知されにくい場合もあることから、いじめをうけた児童生徒の心情や受け止め方をふまえ、適切に認知しなければならない。

本校では具体的な態様として、次のような例を参考に判断する。

暴力を伴うもの（程度の軽重は問わない・遊ぶふりも含む）

- ・叩く 蹴る ぶつかる

暴力を伴わないもの

- ・冷やかす からかう 悪口（ひそひそ話）脅し文句
本人の嫌がる言葉（あだ名など）
- ・仲間はずれ 無視
- ・金品をとる（たかり）
- ・金品や持ち物を隠す 盗む 壊す 捨てる
- ・いやなことや恥ずかしいこと、したくないことをさせる
- ・パソコン、携帯電話を使つての誹謗中傷

4 いじめの未然防止

いじめによる問題を克服するために、本校では教育活動全体を通して、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を進める。すべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」との理解を促し人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。その中で児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

(1) 授業の充実－学習指導法の改善と工夫－

児童一人一人に「確かな学力」をつけるための指導の在り方について研究し、実践する。できる・わかる授業を通して、他者とともに学ぶ喜びを実感させることができるよう、指導法の工夫と改善に努める。

(2) 学級経営の充実（学級活動）

児童一人一人の居場所が保障された、やすらぎのある学級づくりを行う。自分の思いや意見をのびのびと交流したり、集団として合意形成した内容などを実行に移し、問題解決や改善をすす

めたりする経験をとおして、児童同士のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、さらには自ら社会に参画する態度や実践的な態度を醸成する。

(3) 道徳教育・人権教育（心の教育の推進）

かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心情と態度を醸成するため、教育活動全体を通じ、道徳教育・人権教育の推進を図る。

児童にはいじめは人権を侵害する許されない行為であるということをしかりと受け止めさせる。そのために基本的な知識を身に付けさせることも重要である。その上で自他を思いやり、認めようとする態度や判断力・行動力を育成する。

(4) 児童会活動・体験的活動の活性化と充実

本校では、少人数のメリットを生かす意味から、第1学年から6学年で構成する縦割り班で給食や掃除当番を協力して行っている。

この班を使って田植えや花壇づくりなどの活動を行い、勤労奉仕の精神を養ったり、児童委員会を中心に校内レクリエーション集会の企画・実行をとおして異学年交流の在り方を考えさせたりし、活動を楽しむことができるようにしている。

また、地域の老人施設の入所者を招いての集会活動でも、縦割り班ごとに出し物の内容を工夫し、他者と関わる体験を積ませている。

こうした体験を重ねることで、児童の豊かな情操と道徳性を培い、よりよい人間関係を構築する能力を養っていく。

(5) 開かれた学校づくり

本校の取組や対応策について保護者の理解を促すとともに、学校評議員、いじめ対応アドバイザー、地域コミュニティなどの関係諸機関を活用するなど、いじめ防止のために家庭・地域・諸機関が相互に協力できる関係づくりをすすめる。

(6) インターネット利用に関するモラル教育

インターネット上の不適切な書き込みが人権侵害行為であることを児童にしかりと指導するとともに、外部講師や専門家を招いてのモラルに関する学習を行う。また保護者に対してはフィルタリングの設定やインターネットの利用における家庭内でのルールづくりを徹底していただく。

5 いじめの早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の深刻化・複雑化を招く。日頃から児童を見まもり、信頼関係の構築に努めるとともに、児童が示す変化やサインを見逃さないよう感覚を研ぎ澄まして観察することが重要である。加えていじめに関する情報収集を直接的・間接的な方法で、継続的、定期的に組み合わせて行っていく。

(1) ウォッチング

《子供たちの姿を観察する・チェックカードを活用する》

・休み時間（直接）・靴箱（間接）・給食の残菜（間接）

- ・授業中でのグループ作り（直接）・出欠状況（間接）
- ・周りの子供たちとの関わりで
 - ア ひとりぼっち イ 不自然な行動
 - ウ さげられる エ いたずらされる
- ということはないか、チェックカードを使って観察する（定期）
- ※靴箱の乱れている子，残菜の多い学級集団は荒れが生じていることが多い。

(2) アンケートと個人面談を毎月15日に行い、児童の話を聴く。

《いじめアンケート》

- ・いじめについてどのような意識を持っているか選択式で問う。

Q「自分がいじめられていなければ、気にしなくてよい」

- ・そう思う
- ・思わない
- ・分からない

Q「いじめられるほうにも悪いところがあるからいじめてもいい」

- ・そう思う
- ・思わない
- ・分からない

《なかよしアンケート》

- ・自分の行動についてどのような意識を持っているか選択肢で問う。

Q「わたしは、クラスの人といつも仲よくしています。」

- ・あてはまる
- ・まああてはまる
- ・どちらともいえない
- ・あまりあてはまらない
- ・まったくあてはまらない

(3) コミュニケーション

日頃から児童と会話を交わす。ポイントをしばって褒める。

- ・ありがたい言葉だけでなく、何が良いか短く褒め、また頼むねとしっかり最後まで伝える。
- ・叱る、褒めるはアクセルとブレーキ。どんな時に叱るかしっかりと教えておく。

YOUメッセージでなく、Iメッセージで話す。私は・・・と思います。

☆許さない（力の出し惜しみ 命を粗末にする わがまま）

☆すばらしい（全力でがんばる どんな命も大切にする 人のことが考えられる）

保護者には学校での児童の様子，特にその児童のよい点を，できる限りまめに伝えるようにすることで信頼関係を築けることが多い。

《給食時間の会話》 児童がほっとして話しやすい時に話を聞く。

廊下で出会った時，名前を呼ぶ。褒める。

《保護者からの情報収集》 児童のことを聞いてみる。連絡帳などの返信

《職員間の情報の共有》 養護教諭 学校校務士 主事

(4) 教育相談体制の充実

定期的に児童との面談や懇談を実施し，児童や保護者の声に耳を傾けておく。いじめなどの訴えがある場合は被害側の思いや悩み，不安を受け止め，誠意のある対応を行う。

(5) 結果、変化が分かる指標・検証

「なかよしアンケート（社会性変容調査）」を行い、自分自身の行動について検証する機会をつくり、5月に実施したときの実態を把握した上で、重点項目と目標値を決め、2月に重点項目につい

て検証する。目標に達成しなかった場合は2, 3月に重点的に指導して新年度に備える。

項目(例) クラスの人に何かしてもらったときにありがとうと言える。

6 いじめに対する措置

(1) 早期対応

いじめを認知した場合、次の①～④に留意して、組織的に迅速・適切に対応する。

① 安全確保

いじめを受けた児童やそれを知らせに来た児童の安全を確保し、いじめられている児童を必ず守るという姿勢を示し安心させる。

② 事実確認

いじめの事実の有無と事実関係を正確に把握する。

③ 指導・支援・助言

いじめの事実関係を正しく把握する。関係する一人ひとりの言動について事実関係を記録しておく。

《加害児童側への対応》

- ・直ちにいじめをやめさせる。
- ・いじめられた児童の心理的、肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを教える。
- ・いじめは犯罪であるという認識をもたせるようにする。
- ・加害側の児童の不満や、充足感を味わえない心理等を十分理解し、人間関係や生活習慣を豊かにする指導を継続して行う。

《被害児童側への対応》

- ・話し合いの場を設け、学校が把握している事実や経緯等を保護者に伝える。
- ・学校はいじめられている児童を守ることを十分伝える。
- ・家庭での児童の様子に注意してもらい、学校との連携を申し出る。

④ 情報提供

- ・事実関係が明確になった時点でいじめを受けた側、行った側の双方の保護者に説明や情報提供をする。
- ・いじめ問題の指導後も継続的にまたは必要に応じて面談や家庭訪問を行う。

(継続的に連携する。)

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

1学期中に、児童にインターネットのリスクについて学ぶ機会をつくる。PTA総会や学校便りで保護者にも知らせる。

インターネット上に不適切な書き込みなどを行っているといった事態が起こった場合、そのサイトなどを確認し、記録した上で該当児童およびその保護者にも伝え、事実確認をする。確認した後、プロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、この書き込みが犯罪行為と認められる場合は、削除の要請を行う前に警察に通報・相談する。

8 家庭・地域の役割

保護者や地域住民との信頼関係を構築し、学校外における児童の様子を気軽に尋ねたり相談したりできる体制を整備する。また、いじめ防止等の取組について保護者に理解を得られることが重要であり、PTA総会・各種委員会・学級懇談会などの機会に情報交換ができるようにする。地域の諸機関にも協力を求め、校外での児童の様子を把握する。

9 重大事態への対処

以下のような事態が発生した場合、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 発生時の報告

- 重大発生と思われる案件が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

- 対策委員会を中核として、直に対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果は市教育委員会へ報告する。

(3) 児童・保護者への報告

- いじめを受けた児童およびその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

10 その他いじめ防止等のための取組に関する重要事項

- すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する研修を、研修計画に位置づけて行う。
- 具体的な取り組みや達成状況は、学校評価などを利用して評価する。本校の基本方針は必要に応じて見直しを行う。
- 策定した「三井小学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。
- 主な相談機関・外部連携機関（輪島市いじめ問題対策連絡協議会委員※）

相談機関・外部連携機関	電話番号	受付時間
※石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:15
※輪島警察署 生活安全刑事課	0768-22-0110	
※輪島市人権擁護委員協議会	0768-22-0426	
※輪島地区保護司会		
※石川県教育委員会奥能登教育事務所	0768-26-2340	月～金 8:30～17:15
※輪島市教育委員会 学校教育課	0768-23-1171	月～金 8:30～17:15
石川県24時間子どもSOS相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
全国統一24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5750	月～金 8:30～17:15
石川県こころの相談ダイヤル	076-237-2700	月～金 9:00～16:00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00

石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話（一般）	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土 18:00～23:00 日・祝 9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00